

## 彦根労働基準監督署による是正勧告及び指導について

滋賀大学は、本年4月27日に彦根労働基準監督署から時間外労働等の管理については是正勧告及び指導を受けました。その対応として、全学の事務系職員及び教諭を対象とした時間外労働の実態調査を実施して、確認された超過勤務手当の未払い分を支給することとするなど改善措置を講ずることとし、このたび彦根労働基準監督署に改善の状況を報告いたしました。

本学としては、このたびの是正勧告及び指導を真摯に受け止め、労働時間の適正な管理を徹底するとともに、全学的な労働時間の適正化、時間外労働の縮減等に取り組んでいくことにいたします。

### 1. 是正勧告及び指導の内容

#### (1) 是正勧告の内容

- ①労働者に時間外労働、休日労働を行わせているにもかかわらず、通常の賃金及び賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。  
不足分については、平成22年1月1日から遡及して支払うこと。
- ②時間外労働に関する協定の限度時間（1ヶ月45時間）を超えて、特別条項対象外労働者に時間外労働を行わせていること。

#### (2) 指導の内容

- ①貴事業場における労働時間管理について、現在採用している自主申告制が適正に時間管理されているか検討し、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に基づき、客観的な記録を基礎として時間管理すること。
- ②残業命令簿の終業時刻と鍵授受簿の返却時間に著しいかい離が認められることから、実際の労働時間を調査し、賃金不払が生じている場合、不足分については遡及して支払うこと。又、鍵授受簿では、所定休日に出勤していることが確認できることから、休日労働の実態についても調査すること。
- ③過重労働を防止するため、時間外労働、休日労働については、1ヶ月45時間を超えないよう努めること。

### 2. 時間外労働の実態調査

彦根地区及び自主的に石山地区、膳所地区並びに際川地区の勤務する全事務系職員及び教諭を対象に超過勤務の再確認調査を実施

- ①調査期間 平成22年1月～4月
- ②対象者 全事務系職員及び教諭（191名）

③調査結果	遡及支給対象者	61名
	遡及対象時間	2,335時間
	遡及総額	5,798,592円
	遡及支給日	7月16日（7月給与支給日）

### 3. 今後の改善措置

#### (1) 労働時間管理の適正化

- ① 6月1日より職員の出退勤時刻確認書を作成して、各職員の退勤時刻を記入させることにより、職員の在庁時間を管理することとした。
- ② 「国立大学法人滋賀大学における勤務時間管理等の基本方針」を明示し、管理監督者に勤務時間管理の適正な管理について徹底を図るとともに、超過勤務については、管理監督者の補助者を設け、指揮命令系統を明確にした。

#### (2) 勤務時間等の縮減対策

- ① 「事務連絡協議会」において業務の合理化・簡素化に向けた改善策を取りまとめているなかで、各部署において事務処理のマニュアル化の推進や学生データの一元化を実施する等、業務の合理化・簡素化を図り縮減を更に強化することとした。
- ② 毎週水曜日の「ノー残業デー」の実施について、当該当日に職員全員に対して定時退勤日である旨周知、呼びかけ等を徹底し職場意識の改善を図ることとした。

#### (3) 今後の対策

- ① 役員会においては、原因を精査し、事務組織体制の再編を含め改善に向けて取り組んでいくこととした。